

第 章 計画の実現に向けて

第 章 計画の実現に向けて

- 1 計画実現に向けた基本方針

近年の都市計画法の改正、景観法等の新しい法制度の制定等により、都市計画分野での施策実現にあたっては、従来以上に住民意向の反映や参加、景観や観光等の関連施策との調整・協議が重要となっています。

この中で、住民参加については、まちづくりの主体として施策実現のために重要な主体であり、意向把握や参加を促進するとともに、まちづくりの担い手として知識や経験を深め、行政との協働関係を成熟したものにしていくことが必要です。また、商業や観光等の事業活動とも密接に関わることから、事業者に対してもまちづくりの担い手として、関わりを期待する分野と役割を示していくことが必要です。

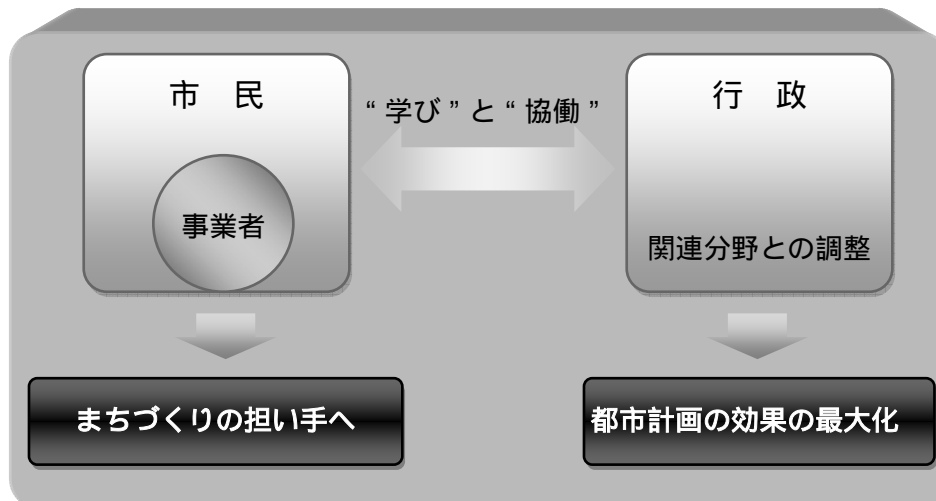
また、関連施策については、都市計画が担う土地利用や建築物の規制誘導、基盤整備等を効果的なものとするため、事業活動やまちづくり活動等との調整を図ることが必要です。

このようなことから、計画実現に向けた基本方針と視点を次のように設定します。

基本方針 - 1 “学び”と“協働”による市民参加を進めます

基本方針 - 2 関連分野との調整を進め、都市計画の効果の最大化を目指します

図 - 計画実現に向けた視点



- 2 計画実現に向けた基本的な取り組み事項の設定

本計画での方針をもとに水辺の街の再生を実現するため、基本的な取り組み事項を以下のように設定します。

1. 都市計画推進に向けた取り組み事項

都市計画マスタープランに位置づけた施策の推進を図るため、以下のような取り組みを行います。

表 - 都市計画推進に向けた取り組み事項

取り組み項目	概要
稲井川周辺地区	現在進めている関係者の意向把握に基づき、整備方針の策定と都市計画の変更を行います。
都市計画道路の再検討	東関東自動車道、国道 51 号バイパスを基本とする道路ネットワークを構築します。
市街化区域編入	潮来 IC 周辺地区、道の駅いたこ周辺地区、大山崎地区について、茨城県の線引き見直しと調整を図りながら市街化区域編入を検討します。
地区計画の活用	機能導入に合わせた既存の地区計画の変更と、市街化区域内の都市的土地利用の誘導、市街化調整区域における拠点形成等への活用を進めます。

2. 都市機能の活性化に向けた取り組み事項

都市の活力向上を目指し、本市の重要な機能である産業(観光、商業等)の都市機能の活性化を進めるため、以下のような取り組みを行います。

表 - 都市機能の活性化に向けた取り組み事項

取り組み項目	概要	
潮来 IC 周辺地区 道の駅いたこ周辺地区	企業誘致の推進を図るとともに、潮来 IC 周辺地区では市街化区域への編入を目指します。また、道の駅いたこ周辺地区では企業誘致に合わせた地区計画の変更を進めます。	
潮来前地区	ゲート機能、商業機能の活性化に向け、地区計画の変更を行います。	
中心市街地	活性化を支援する都市計画施策の具体化を図るため、商業関係者や関連部署等との協議体制を構築します。	
稲井川 周辺地区	須賀曲松地区	地権者の土地利用意向と企業のマッチングを支援し、幹線道路沿道にふさわしい機能導入を目指します。
	国道 51 号北部地区 (準工業地域)	地権者に対する将来の土地利用意向の把握を行い、幹線道路沿道にふさわしい機能導入を目指します。

3. 「水郷潮来の再生」に向けた取り組み事項

前川を中心とする区域での水郷情緒の再生と、水郷観光の魅力向上を図るため、以下のような取り組みを行います。

表 - 「水郷潮来の再生」に向けた取り組み事項

取り組み項目	概要
前川ふるさとの川整備計画	前川ふるさとの川整備計画について関係部局との連携を図りながら、計画を推進します。
街並み景観の創出	前川沿岸の他、潮来駅周辺、あやめ町、商店街等において、道路等の公共空間のデザイン、建築物やサイン等のデザインの統一化、協調化等を進めます。
「水郷回遊軸」の形成	道の駅いたこ～潮来・辻市街地～牛堀市街地を連携する路線の抽出と環境整備を進めるとともに、サイクルステーション等の回遊促進機能の導入を進めます。
市街地回遊システムの構築	潮来駅や観光スポットである前川あやめ園を基点として、市街地における街なか回遊の促進を図るため、道路の美化化、ベンチ、ポケットパーク等休憩機能等の歩行者の利便性に配慮した環境の充実、マップの整備等を行います。
あやめ園の魅力向上	水郷観光の中核として、前川あやめ園、浅間下あやめ園について、関係部局との連携を図りながら必要な施策を実施します。

4. 市民協働システムの構築に向けた取り組み事項

市民との協働によるまちづくりを実現するため、以下のような取り組みを行います。

表 - 市民協働システムの構築に向けた取り組み事項

取り組み項目	概要
市民参加制度の制定	まちづくりへの市民参加の基本方針や行政、市民(企業を含む)の責務を明確にするため、条例化を含む市民参加制度の制定を行います。
地区単位でのまちづくり活動支援	行政区等を単位として、道路や公園等の身近な生活基盤施設の管理やコミュニティ活性化等の活動についての支援制度を確立します。
都市計画制度の浸透	都市計画制度や潮来市の都市計画(まちづくり)方針等についての理解を深めるため、情報公開やまちづくり講座等の開催を行います。

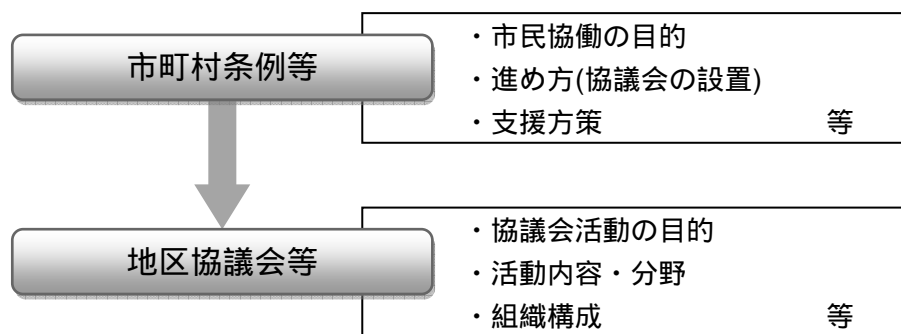
- 3 まちづくり推進のための手法

1. 市民協働実現の手法

市民との協働体制づくりについては、近年多くの市町村で実施されており、中心市街地活性化や地区計画の推進、地区のコミュニティ形成等、多様な場面での取り組みが行われています。

多くの場合、市民協働の進め方を定める市町村条例を整備した上で、地区を単位とする協議会を組織し、地区の抱える課題や目指すべき将来像の整理を行うとともに、その実現に必要な活動内容や分野を定めています。

図 - 市民協働実現の手法



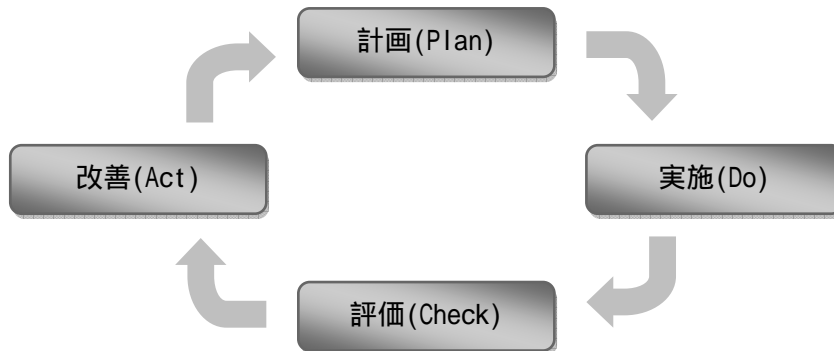
このような市民協働の実現においては、市民参加のきっかけが必要になります。例えば、景観づくりを契機として地区協議会の組織化を促進している例もみられますが、市民参加のきっかけとしては次のようなものが考えられます。

表 - 市民協働のきっかけの例

市民協働のきっかけ	協働の例
街並み・景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や中心商店街、古い家並みが残る場所等で、建築物の形態や色、緑化等についてルールを決める。 ・景観重要建造物、景観重要樹木等の保存に取り組む。 ・公共施設の計画づくりに参加する。
賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地等でのイベント開催を行う。
地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等による生活道路の拡幅・新設の計画づくりへの参加や意向のとりまとめを行う。
自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・里山づくり等、地域の自然環境の保全活動を通して体験・学習機会を提供する。
身近な施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地、道路植栽等の管理を行う。

2. 計画の進行管理

将来像実現のための施策については、都市計画マスタープランとともに上位計画である総合計画等に基づき実施しますが、計画的かつ効果的な施策実施が重要となっていることから、計画の進行管理が重要であり以下のような「P-D-C-A サイクル」に沿った計画管理が考えられます。



また、これらを円滑に実行するため、各段階において以下のような点に留意することが必要です。

段 階	留 意 点
計画(Plan)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画との整合性 ・ 施策の必要性、他施策との関連 ・ 実現可能性の検証
実施(Do)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利害関係者との合意形成 ・ 費用対効果の検証 ・ 執行体制の充実
評価(Check)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存評価手法の活用 ・ 市の特性に合わせた評価手法の構築
改善(Act)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善手法の構築



市民によるあやめ園の整備